

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年3月25日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿屋市複合店舗

鹿屋市王子町3973番3 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和3年6月23日

3 意見の概要

特になし